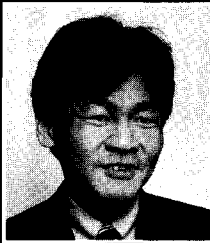


## 特集

# 「会社分割法」で 何ができるのか？

## 中小・同族企業のための会社分割活用法



後 宏治

(株)タクトコンサルティング情報企画室長  
公認会計士・税理士

### 会社分割法制度の 制定

平成一三年四月一日から新しい制度として会社分割法が施行されている。改正前商法では、会社の分割については特別の規定が設けられておらず、会社を分割しようと思えば営業譲渡、現物出資等を利用してしか方法がなかった。

ところが、これらの場合には、対価としての資金が必要とされ、また、検査役の調査が必要となり、日数がどれくらいかかるか不明であるなど、さまざまな問題があった。

バブル崩壊後、厳しい経営環境が続く中で、会社が生き残っていくためには、激変する経営環境に柔軟かつ迅速に対応しなければならず、その手段として企業の組織構造を見直す必要性が大きくなってきていた。組織再編手法の中で重要な会社分割を使いやすくするために、商法が改正され、前記の問題点を解決したのである。会社分割法制の登場で「会社の

足し算と引き算が自由にできる」ようになった。足し算とは合併であり、これは以前から可能であった。引き算とは分社であるが、会社分割制度が創設されたことにより、営業単位にはなるが、会社の資産の移転が容易になった。すなわち、引き算が簡単にできるようになったのである。

この改正により、会社は合併・会社分割等を利用して（営業を単位とした）資産を自由に組み替えることが可能になった。

### 会社分割の 四つの類型

会社分割は会社を二つ以上の会社に分けることである。その分け方には次の四つの類型があり（図表1参照）、分社の目的に応じて使い分けが必要である。

#### 新設分割と吸収分割

新設分割とは分割する事業を新会社として分割する手法である。他方、吸収分割とは分割する事業を既存の会社が受け入れる分割で

図表1 会社分割の種類

		株式の交付先	
		分割法人	分割法人の株主
営業 の移 転先	新設法人	分社型新設分割	分割型新設分割
	既存法人	分社型吸収分割	分割型吸収分割

ある。  
新設分割の場合に、新設された会社のことを新設会社（法人）といい、分割する会社のことを分割会社（法人）という。他方、吸収分割の場合に、分割された部門を受け入れる既存の会社のことを承継会社（法人）という。

### 分社型と分割型

やや雑な言い方をすると、分社型の分割とは子会社として分割する方法をいい、分割型の分割とは兄弟会社として分割する方法をい

う。すなわち、分割会社が会社の一部を分割したとき、それに対応する株券を分割会社（法人）が受け取る分割を分社型の分割といい、その株券を分割会社の株主が受け取る分割を分割型の分割という。

### 会社分割の 税務

会社分割で税務上検討すべき事項は、①分割法人の移転資産に対する譲渡損益の取扱い（キャピタルゲイン課税）、②分割承継法人の資産受入価額の取扱い、③分割法人の株主の譲渡損益とみなし配当の取扱い、の三つである。

とりわけ重要なのが①の移転資産に対する譲渡損益の取扱いである。なお、税務上資産を切り出して移転する会社を「分割法人」といい、その資産を受け入れる会社を「分割承継法人」という。

企業は、グループ経営やリストラ、事業承継などのさまざまな目的のため会社分割を利用する。その場合には、可能な限り税コストを少なくする必要がある。したが

って、移転した資産にかかる譲渡損益の課税を避けなければならぬ。

会社分割を行なうと必然的に営業資産の移転が生じる。資産が移転した場合、税の原則では、その時点で含み損益が実現し課税関係が発生する。

しかし、企業の組織再編成を進めるうえでこの税の原則通りの取扱いを行なうと、企業組織再編成の妨げになる。したがって、会社分割により資産の移転が形式的であると判断されるような一定の要件を満たせば、キャピタルゲイン課税を繰り延べることとされている。

このように譲渡損益が課税の繰延べになる組織再編成を「適格組織再編成」と称する。すなわち、法人における移転資産の譲渡損益は原則課税になるが、「適格」に該当すれば課税の繰延べが認められる。

適格分割の要件は、企業グループ内の組織再編成と共同事業を営むための組織再編成に大きく区分されて規定されている（図表2の

フロッチャートを参照）。

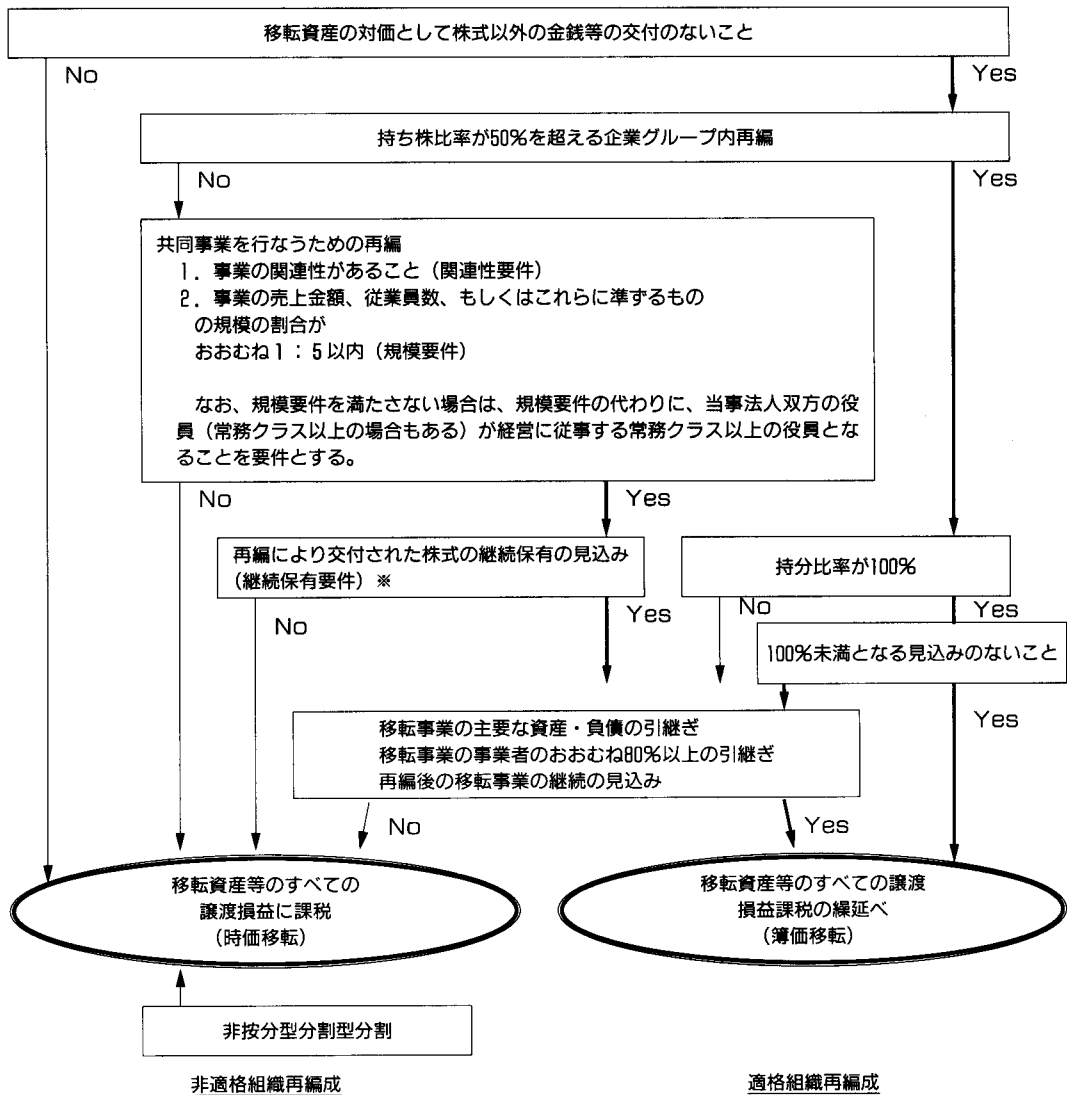
企業グループ内の組織再編成とは、持分割合が50%超の関係の企業間で行なわれるものをいう。ここで留意すべきは、持分割合を判定する場合のグループの頂点である親は法人に限定されず、個人でもよいということである。その場合、個人一人で判定するのではなく、一定の親族等の同族グループ全体で持分割合を算定する。

まず、持分割合が100%の場合には、実態としてそれら企業は同一企業の本店支店と同視し得るため、そのような法人間で資産が移転したとしても形式的に移動したものにすぎないと考えられ、その100%の持分割合が継続する見込みがあるだけで適格分割になる。

次に50%超100%未満の場合には、二つの要件を満たす必要がある。

すなわち、一つは独立した事業単位の移転要件であり、もう一つは移転した事業の継続見込み要件である。独立事業単位の資産の移転といえるためには、主要な資

図表2 組織再編成における移転資産等の譲渡損益課税（経団連作成資料より転載）



※ 分割法人・非合併法人の株主が50人以上である場合の当該株主が交付を受けたものを除く

産・負債が移転することのほか、従業員数のおおむね八割以上が一緒に移転することが必要になる。次に、「共同事業を営むため」といえるためには、まず、共同で行なうこととなる事業に相互関連性があることが必要である。この場合の相互関連性とは、相当幅広い概念であって、業種が同じである必要はなく、何らかの形でシナジーが見込まれていればよいと解されている。

さらに、それぞれの事業の規模が著しく異なることが必要である。具体的には、売上金額、従業員数等の比率がおおむね一対五以下であることが必要となる。「共同」で事業を行なうからには規模が大幅に異なることはあり得ないとの判断が根底にある。

すなわち、規模があまりに異なると「共同」事業とはいえず、単に事業の買収であると判断されるのである。

ただ、規模で厳しくしざると、これから行なわれるであろう企業組織再編成において障害となる可能性があるため、常務クラス以上

の役員が経営に参画すればこの規模は問わないこととされている。

以上により「共同事業を営むため」ということができれば、その後、他の課税繰延要件を満たすかどうかを判定する。グループ内の企業再編成と同じように①独立事業単位移転要件、②移転した事業の継続見込み要件の二つは必要であるが、さらに、③移転した資産の対価として取得した株式の継続保有見込み要件が必要とされる。

ただし、分割法人の株主が五人以上である場合には、全株主に継続保有を義務づけることは困難なため、この継続保有見込要件は不要とされる。

これらの要件を満たして適格と判定されれば、会社分割による課税関係は一切発生しないことになる。

## 中小・同族会社における利用の可能性

以上を踏まえて中小・同族会社による会社分割の利用の仕方を考える。今回の会社分割法制および

会社分割税制の骨格は経団連と関係官庁が協議してつくられた経緯がある。そのため、第一次的には、会社分割を利用するのはグループ経営を進める上場企業であると考えられている。

では、中小・同族会社ではこの会社分割を利用できないのかというところ、そんなことはない。当初、この会社分割税制で優遇措置のある適格会社分割は、株主が五〇人以上の法人が対象であると議論されていた。

ところが、この要件はなくなり、株主は一人でもよくなった。これは、中小・同族会社も積極的にこの制度を利用してほしいという配慮に基づくものである。

資産移転時の課税が繰り延べられる「税制適格再編」の一類型である「グループ内再編」とは、前述のように法人間における組織再編だけに限定されず、中小・同族会社等、「個人」であるオーナー株主等が五〇%超〜一〇〇%の持分割合を有する関係にある企業の組織再編も含まれる。

たとえば親族関係にあるものな

ど、一定範囲の株主については、これらの持分割合を合算したところで「五〇%超〜一〇〇%」となるかどうかを判断する。

一定範囲の株主とは、オーナー個人に加え、そのオーナーの①親族、②事実上婚姻関係と同様の事情にある者、③使用人、④経済的援助を受けて生計を維持するもの、⑤②④の親族でその者と生計を一にする者、である。その持分割合の合計が「五〇%超〜一〇〇%」となれば、「グループ内再編」として、再編に伴う資産移転時の課税が繰り延べられることになる。

ところで、現実の中小企業では、オーナーのほかに妻や子供・兄弟にまで、株式をある程度分散させていることが多い。

このように親族間で株式を分散させていても、一〇〇%になるのかわからないのが問題になる。いま述べたように、オーナー個人が持っている株式だけでなく、その親族等の持っている株式を合計して一〇〇%かどうかを判断する。また、親族間だけで株式を持つ

ているだけでなく、別の同族会社が法人株主になっている会社も多く見受けられる。個人株主なら先述のように非常に範囲が広いのであるが、法人株主はどうなのかという疑問が残る。

この点に関しては、オーナーの持分割合は、オーナー一族が保有する「直接保有」分だけでなく、別の同族会社が保有する「間接保有」分まで含めていいことになっている。したがって、別の同族会社の株主がまた一〇〇%オーナー一族であれば、その間接保有している株式はオーナー個人が保有していることになる。

このようにみると、世の中のほとんどの中小オーナー企業では、オーナーの持分割合は一〇〇%になるであろう。とすると、一〇〇%支配の継続見込みさえあれば、資産の移転について課税されることなく、会社分割を利用できる。

さらに、このような中小同族会社では、適格合併時の繰越欠損金の利用や含み損の利用もほぼ制限なく可能である。一〇〇%のオー

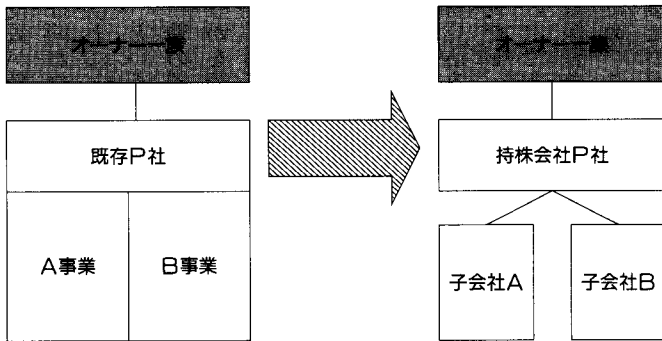
ナー会社にとって、会社分割は非常に有利で便利な制度になっているのである。

## グループ経営のための 会社分割の活用

### 持株会社経営を行なう

経営環境が激変する時代において、企業が生き残っていくために

図表 3



は、変化にスピーディに対応せねばならない。市場に密着した迅速な意思決定が必要となる。いままでのような中央集権的な組織では限界があるため、分権的な組織が必要となる。分権的な組織運営の手法がグループ経営である。

一般に考えられるのは、持株会社でグループ会社をコントロールし、子会社の責任と成績を明確にすることだ。そうして、グループ全体を機動的に経営していくのである。会社分割法の成立により、株式交換・移転に加え新たな持株会社創設の手法が加わった。

具体的には、既存の事業部門を分社型分割により分社化し、既存の会社は親会社になる。既存P社は事業部門を切り離し、子会社A、Bの株式を取得して持株会社になる(図表3参照)。

この分社型新設分割の課税関係は、分割法人と分割承継法人とが一〇〇%の持分割合である場合の分割であり、税制適格分割となるしたがって、分割法人は簿価で資産を移転したことになり、譲渡損益の計上は繰り延べられ、分割承

継法人は簿価で資産を受け入れることになる。

持株会社で経営を行なうと、資本と経営と事業の分離が図れることになる。すなわち、株主(資本)は投資家になり、持株会社は経営のプロによる経営を行ない、子会社は各事業主体となって事業活動を行なうことになる。

持株会社により、責任・権限が明確になることに加え、意思決定の迅速化・集中化ができる。そうして持株会社は、事業の選別や再編成の促進に特化し、グループ全体の人事制度を統括することにより組織を活性化させるのである。

さらに、中小・同族企業にとって、持株会社は事業承継に有効であり、特に、次代の後継者育成のために持株会社は便利である。創業オーナーが全体を統括すべく持株会社を経営し、将来の後継者候補は子会社で現場に密着した経営を行なうことにより、経営の訓練ができるからだ。

後継者候補が複数の子供である場合など、それぞれにいくつかの子会社経営を任せ、その成果と実

績を見守る中で、誰が一番後継者にふさわしいかを確かめることもできる。

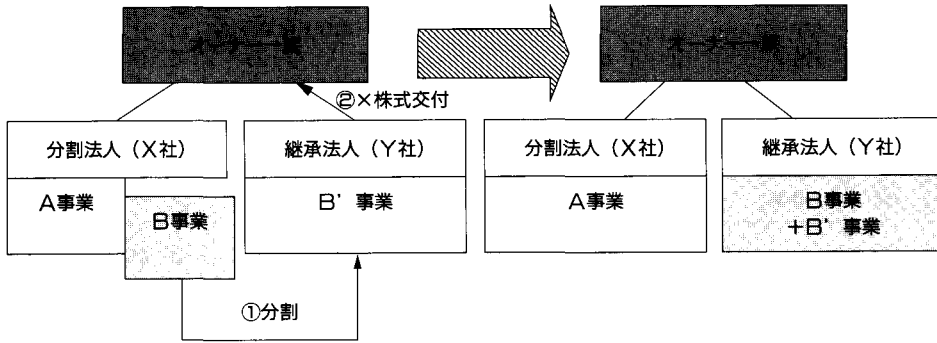
### 複数企業で共同事業を開始する (JV開始)

「組織は戦略に従う」という経営学の理論がある。たとえば、商品別に特化して販売しようと考えれば組織は商品別の事業部になり、地域ごとの販売に力を入れようとするれば地域別の事業部になる。

したがって、時代の変化に対応するために戦略を変更すれば、必然的に組織の変更を伴うことになる。これは中小企業でも同じだと考えられる。

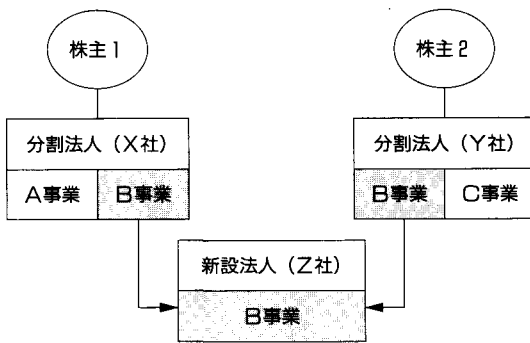
まず、同一オーナーの企業グループの中で会社分割を行なうことが考えられる。分割法人が営業部門を分割し、株主であるオーナーに分割承継法人の会社の株式を交付する分割型の吸収分割などである。たとえば、図表4のようにB事業とその類似のB'事業を承継法人Y社で事業展開するような場合に、X社はB事業を分割し、その株式をX社の株主に交付する手法

図表 4



である。  
このようにして、効率的にB事業を展開することができるようになる。また、A事業が不採算部門

図表 5



であるときには、分割後のX社を解散させるなどしてリストラを図ることも可能になる。  
次に、別々のオーナー企業が提携して会社分割を行なう場合がある。  
商法上、複数の会社が共同で新設分割することが認められている(商法三七四条二項一、三、三七四条ノ一三第三項)。他の企業グループとグループを越えて、共同で事業を展開する場合に用いられる。  
これは、分社型(共同)新設分

割であり、分割法人X社およびY社は共通の事業であるB事業を分割し、新設法人Z社に移転する。そして、新設法人Z社が発行する新株はX社およびY社に割り当てられる(図表5参照)。

この場合の課税関係は、税務上適格分割か非適格分割かにより処理が異なる。すなわち、適格分割となるためには「共同事業を行なうための再編」の各要件を満たす必要がある。適格分割ということになれば課税関係は生じない。

他方、非適格分割になれば、分割法人は時価で資産を移転したことになり、譲渡損益が発生する。

### 共同持株会社による共同事業(JV)の展開

上記の応用例として、複数企業が株式交換と分割を利用して、規模の利益を追求する方法がある。

同じ規模の会社が共同して事業展開を行ない、全国展開など大きく事業を育てようという場合に用いられる手法である。共同事業を行なうことにより、間接費の削減や共同仕入れの増大といった規模の

経済を生かす目的で行なわれる。通常用いられる手法は合併であるが、同規模会社が合併すると、組織統合に伴い軋轢が生じることが多い。自陣のブランドや組織を残して有力なポストを争うなど内部抗争にエネルギーを使い、士気が低下してしまう。

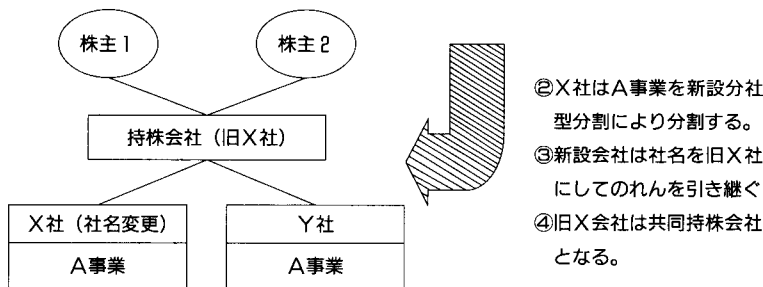
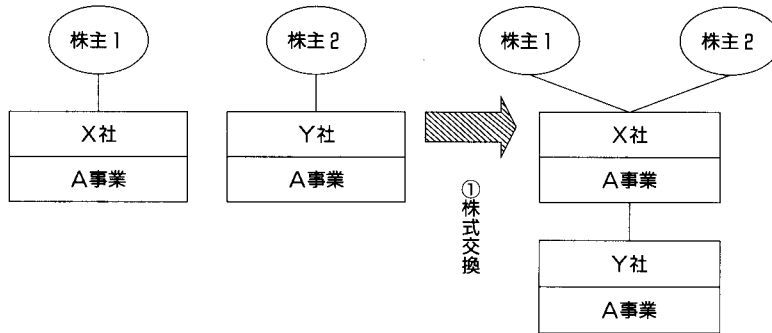
この内部抗争を避けるため、役員や主要ポストのたすぎがけ人事を導入せざるを得なくなり、結果として組織の非効率が残ることになる。

これらの弊害をなくし、事業統合のメリットを追求する方式が共同持株会社による事業統合である。持株会社で財務管理や物流システムを共通にし、共同仕入れなどを行なう。他方、各子会社ではとりあえず組織と給与体系をそのまま残し、時間をかけて統合していくことになる。

まず、第一段階では事業を統合するX社とY社との間で株式交換を行なう。これにより、X社が完全親会社となり、Y社は完全子会社になる。

第二段階として完全親会社とな

図表 6



- ② X社はA事業を新設分社型分割により分割する。
- ③ 新設会社は社名を旧X社にしてのれんを引き継ぐ
- ④ 旧X会社は共同持株会社となる。

ったX社は全部の事業部門を分社型新設分割により分割し、営業を全部新会社に移転する。新会社はX社に社名を変更してのれんを引き継いで、事業を継続する(図表6参照)。

とりあえず一緒になって、細部は時間をかけて詰めていくことに

なる。合併に比べて統合の敷居が低くなり、摩擦も少なく迅速に効果が期待できる手法である。

**会社を分割(II事業部門が独立)して上場を目指す(カーブアウト)**

中小・同族会社でも多角化を行

ない、新規事業が好調な例も多くみられる。多角化が成功して、たとえばソフト開発事業のように非常に好調で、かつ、さらなる将来の成長も期待できる事業部門を抱える一方、製造業のように旧来型の事業部門は業績が好転せず、毎年赤字を積み上げていくような会社もよくみられる。

成長する部門は一般に資金需要が旺盛であるが、不採算部門と同じ会社であると銀行融資がなかなか受けられない状況であるところが多い。

このような会社では、成長部門を停滞部門から切り離し、成長部門をさらに飛躍させ、可能ならば成長部門の株式公開を目指すことが理想である。

この新設部門を切り離す手法は、従来、現物出資か営業譲渡を用いるしかなかったが、平成一三年度の改正により、会社分割による手法が加わっている。

すなわち、新設分割により成長部門を切り離し、その対価としての分割法人の株式を旧会社が受け取るか(分社型分割)、オーナー

株主が受け取るか(分割型分割)、またはその両方が受け取るか(一部分分割)を決定する。

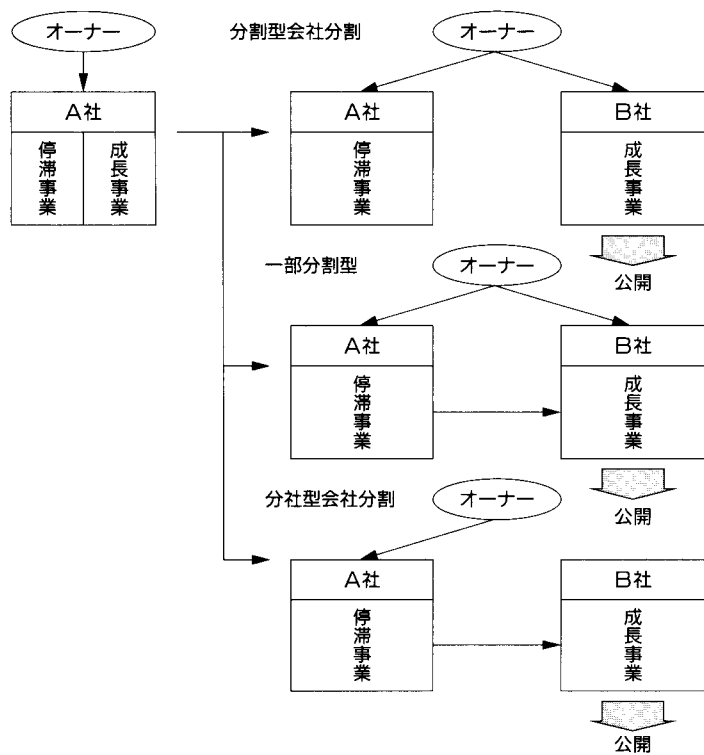
この分割時に成長会社の株式を受け取れば、その会社が公開したときに公開利益を享受することができる。したがって、将来の公開利益を誰がどのくらいとるのかによって、分割の形態を決定することになる(図表6)。

他方、将来公開を目指すということになると、公開時の株価とその流通株数の関係などから資本政策が必要になる。具体的にはその中で決定することになる。

この場合の課税関係であるが、新設分割で一〇〇%保有を前提にするとグループ内の一〇〇%再編ということと、一〇〇%の支配継続が見込まれてさえいれば適格分割になり、何らの課税関係は発生しない。

ところで、株式公開を目指すということは将来第三者に市場を通じて株式を売却するということであるから、一〇〇%の支配関係の継続見込がないことになる。したがって、税制適格の会社分割にな

図表 7



らず、結果的に課税関係が生ずる。したがって、一〇〇%継続支配見込み要件を満たさず、見込みはあつて分割したが、事情が変わつて株式公開を目指すことになつたという合理的な説明のできる形での分割をせざるを得ないであろう。税制がネックになり、合理的な企業経営が制限される一つの典型的な事例である。

また、持分割合が五〇%超一〇〇%未満の場合には、企業グループ内の組織再編の要件、すなわち「移転事業の主要な資産・負債の引継ぎ+従業員のおおむね八〇%以上の引継ぎ+移転事業の継続見込み」の各要件を満たせば適格分割になる。

なお、この会社分割で共同事業要件を満たすためには注意が必要

である。将来売り出しを前提とするので、継続保有見込要件を満たすことができず、一般には共同事業要件を満たすことは困難である。ここでもやはり、継続保有要件は当初引き続き保有する見込みであればいいことから、「当初は公開して売却するつもりがなかった」と説明せざるを得ないだろう。あとは税務署の事実認定の問題になるのでリスクが残ることになる。

### 財務指標の改善

会社を分割すると各種の財務指標を改善することができる。

会社が銀行等から資金調達をする場合に、収益性（売上高利益率、総資本利益率等）、流動性（運転資金月商倍率等）、安定性（自己資本比率、有利子負債月商倍率等）、健全性（自己資本対固定資産比率等）の各種指標により会社がランク付けされ、そのランクに応じて与信枠が決まることが多い。

他方、建設業が典型だが、この財務指標のランクにより自治体等からの公共事業の発注規模が決まり、会社の売上げに直接に影響を

与える場合がある。

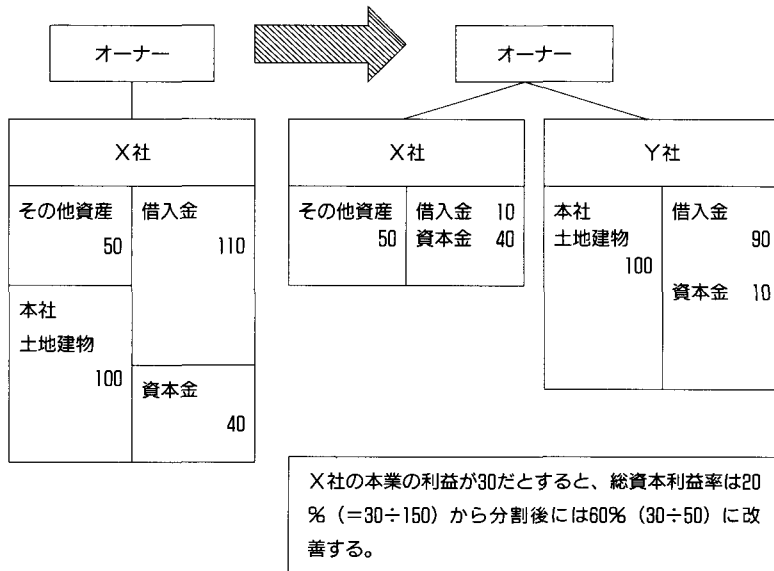
したがって、建設業のような財務指標（経審評点）が極めて重要な意味を持つ会社では、会社分割を利用してこれら指標を劇的に改善できる場合があるので、その利用を積極的に考えるべきである。

たとえば、バブル期に借入金で自社ビルを購入した会社を想定する。昨今の景気低迷により売上げと利益が落ちていき、借入金利息の負担が重くなり、総資産も膨らんでいる。

そのため、売上高利益率や総資本利益率が低く、有利子負債月商倍率が大きくて会社のランクが低迷する結果になる。財務指標を改善するには、まず、借入金を削減し、かつ有形固定資産を削減して効率の良い会社に変身する必要がある。

このような会社は、会社分割を使って自社ビルと借入金を別会社にするれば、総資本と借入金と利息負担を本体から切り離すことができ、財務指標を改善することが可能になる。そして、本体ではその別会社に本社の賃貸料を支払うの

図表 8



である。  
会社分割でも、子会社をつくる手法である分社型新設分割では、会社の固定資産が子会社株式に置き換わるだけなので、効果は小さい。  
したがって、分割型分割を利用して本体会社と全くの別の兄弟会社をつくる手法が有効である。また、会社分割を利用するときには、建設業の免許や許認可がスムーズに移転できるかが実務上問題になる。分割により当然に許認可が移転するか、再度取り直さなければいけないかなどを事前に検討する必要がある(図表8参照)。

社をつくる手法が有効である。また、会社分割を利用するときには、建設業の免許や許認可がスムーズに移転できるかが実務上問題になる。分割により当然に許認可が移転するか、再度取り直さなければいけないかなどを事前に検討する必要がある(図表8参照)。

## リストラのための 会社分割の利用

### M&Aの手段として 会社分割を利用する

M&A(企業買収)の件数が最近急増している。他社の株式の取得、合併等のM&Aは、時間を節約し事業を拡大していく手段として中小企業でも認識されてきている。また、後継者難から事業継続が困難になり、会社を売却してもよいと考えるオーナーも増加してきている。

いままでは、企業を買収しようとする、現実的には買収者は現金か自社株(株式交換)のどちらかで買収金額を支払わなければならなかった。しかし、会社分割法制が整備されたことにより、買収の対価に自社の営業の全部または一部をあてることが、わが国で初めて可能になった。

たとえば、株主Xが製造部門と販売部門(関東エリア)を有する甲社を所有しており、株主Yは同

じ販売部門(関西エリア)を有する乙社を持っているケースを想定する。株主Xは乙社の五一%の買収を計画している。現金によりY社株式を五一%購入することが一般的であるが、現金に換えて関東エリアの販売部門を対価に分割型の吸収分割を行なうことも可能である。株主Xは分割会社である甲社の販売部門(関東エリア)を分割して、承継会社である乙社に移転する。株主Xはその営業の対価として乙社株の五一%の新株を株主Yから受け取る。

これは、甲社および株主Xからみると、甲社の営業を対価として乙社の支配権を獲得したことになるのである。逆に、乙社サイドからみると自社株を対価として営業の移転を受けたことになるが、五一%の比率の新株発行が行なわれるため、関東エリアの販売部門を対価として自社株を売却したことになる。

この場合の課税関係は、企業グループ内の再編とみることはできないので、共同事業を行なうための再編かどうかによって簿価移転

が可能な適格再編か、時価移転を強制され譲渡益課税が行なわれる非適格再編になる。

具体的には、関連性要件、規模要件、独立事業要件、継続事業要件、継続保有要件を個別事例に即して検討していく必要がある。一般的には、適格再編になる可能性は十分あるものと考えられる。

いずれにせよ、M&Aに現金や株式交換以外のもう一つの手段が付け加えられたことにより、現金がなくてもM&Aによって事業の拡大を図ることが可能になっていく。事前のM&Aプランニングによって十分検討してみる価値はあるものと考えらる。

### 上場企業への営業譲渡に 利用可能

中小・同族会社が事業の一部門を他に売却する場合、いままでは営業譲渡しか選択肢がなかった。

特に買主が上場企業の場合には、売手の簿外債務リスクを買い主は負いたがらないので、営業譲渡による方法を希望するケースが多い。営業譲渡は、買主企業にとって

は簿外債務を避けるメリットがあるが、売手にとっては債務承継の手続きが面倒であるというデメリットがある。

つまり、合併・分割のように各当事会社が人格的に合一してすべての権利義務が一律かつ包括的に承継されないで、個々の債務の移転に関して個別に債権者の承諾を得る必要がある。債権者の承諾を得て、譲受会社が免責的債務引受けをしない限り、譲渡会社はその債務を免れない。債権者の数が少なければ問題はないが、多数に及ぶ場合、その手続きはばかにならない。

吸収分割を利用するとこのように面倒な手続きはなく、簡単に事業部門を分割し、譲り受ける上場企業に帰属させることができる。すなわち、官報および日刊新聞への公告（債権者保護手続き）を行えば足りる。

営業譲渡と吸収分割で決定的に異なるのが、支払われる対価の形態である。営業譲渡の場合、その対価は現金であるが、吸収分割では、その対価は上場企業の株式で

ある。税務の取扱いは、営業譲渡による資産の移転は譲渡として認識され課税されるが、吸収分割では移転資産の譲渡損益を繰り延べることが可能である。

この場合、「共同事業を行なうための再編」として関連性要件や規模要件等の要件を満たす必要がある。将来対価として取得した上場企業の株式を市場で売却すると、一〇五%の分離課税で課税がすんでしまう。上場会社の株式を取得して売却すると、この点で有利である。

しかし、このように売却してしまえば、適格要件のうち継続保有見込要件に抵触する可能性があるため、慎重に行なわなければならない。

### 事業部門を独立させ 採算意識を植え付ける

同じ会社の従業員はできるだけ平等に取り扱うというのが、いままでの日本の会社の原則だった。

ところが、経営環境が厳しくなり、多角化を推進していく中で、事業が異なっていながら、従業員を平

等に処遇するということが困難になってきた。

たとえば、営業成績によって報酬が決まる完全歩合制がより効率的な事業部門と一般の事業部門があれば、共通の報酬体系で双方を処遇することは従業員の士気を高める点で問題がある。また、ある部門では残業が一般化し、他の事業部門では定時に帰れるなどの場合もある。

このような場合には、会社分割を利用して異なる勤務形態ごとに会社を分社すればよい。また、分社すると、儲かっている事業部門と赤字を出している事業部門が明瞭になるため、従業員に採算意識を植え付けることができる。各グループ会社で独立採算制度をとることにより、グループ全体の成績が改善することが期待できる。

## 事業承継のための 利用

### 持株会社をつくる

22 ページ「持株会社経営を行な

う」でみたように、分社型の新設・吸収分割を用いると簡単に持株会社を創設することができる。企業グループ内で営業の組み替え等が自由に無税でできるといったメリットのほかにも、事業承継、特に「非公開株式の相統評価減」にも有効であるというメリットがある。

取引相場のない非公開会社のオーナー自社株の株価は、純資産価額に一定割合(α)を乗じた金額に類似業種比準価額の一定割合(1-α)を乗じた金額を合計して決まる。

一般に、中小・同族会社では類似業種比準価額のほうが純資産価額よりも小さいため、類似の割合をできるだけ大きくしたほうが評

図表 9

株式保有特定会社の判定表

会社区分	株式保有割合
大会社	25%以上
中会社	50%以上
小会社	50%以上

価は下がる。

ところが、株式保有特定会社という制度があり、純粹持株会社のような資産が株式だけである会社は、類似価額を加味せず純資産価額のみで評価される。株式保有特定会社に該当すると、その株式の評価は高くなる。

したがって、会社分割を事業承継に用いるためには、新しく創出する持株会社が株式保有特定会社に該当しないようにする必要がある。すなわち、持株会社を純粹持株会社(II株式保有特定会社)にせず、事業持株会社にしなればならない。全資産の中における株式の比率が図表9の割合を超えると株式保有特定会社になる。

この割合を下げるためには、評価対象会社が株式以外の資産、たとえば不動産などを保有する必要がある。そこで、銀行借入れで土地等の不動産を購入し、不動産管理事業を営む「事業持株会社」になることが多い。

株式特定保有会社でなければ、会社の規模区分に応じて類似業種比準価額を株価の算定に織り込む

ことができる。類似業種比準価額は評価対象会社と類似の業種の上場企業の株価を、評価対象会社一株当たりの配当・利益・簿価純資産で比準した金額である。会社の利益や配当を小さくすれば、類似業種比準価額は低くなる。

持株会社では、利益や配当を政策的に小さくすることができる。たとえば、先の会社が収益部門を子会社に切り離すと、不動産収入と子会社からの配当が収入のすべてになる。子会社からの受取配当金についてはその額を恣意的に抑えることが可能である。

これで、分割前に比べると利益は格段に落ちる。類似業種比準価額を株価の評価に反映させながら、持株会社を利用して利益水準を下げることによって、株式の評価額が劇的に下がるケースも出てくる。しかし、評価が下がるのか、また下がるとして、どのくらい下がるのかは評価対象会社によって異なる。

一般的には持株会社創設前に比べて、相統株式の評価は三〇〜九〇%下がるといわれている。これ

からの事業承継では、これらの試算等を行なうタックスプランニングが重要になってくるといえる。

### 黒字部門を有する

#### 分割承継法人による

#### 不採算部門の吸収分割

企業は複合的事業体なので、大別すると黒字部門、赤字部門さらに中間採算部門を有する場合が一般的である。

この三部門のトータルが最終的な利益であるが、分割税制を巧みに利用すれば、この三者の組合せによっては利益の圧縮が可能となる。吸収分割の場合、課税の繰延べを利用しながら、承継会社に分割法人の黒字部門を移行することができる。親族間の株式の移転に、この会社分割制度を利用することも可能である。

たとえば、長男が不採算部門を抱える不動産会社を経営し、その父親が優良部門を抱える不動産管理会社を主宰するような場合には、親族間で黒字部門と赤字部門の再編を適格で行ない、相続税・贈与税の負担を軽減することができる。

すなわち、会社分割により長男の不採算部門を父親の優良会社が吸収分割を行なう。長男の会社は不採算部門を切り離し、安定的な部門を生かしながら再起を図ることになる。父親の優良会社は、不採算部門を引き受けることにより、株式評価額を小さくすることができ

る。もつとも、節税だけを目的とした会社分割は、包括的な租税回避規定に抵触するおそれがあるので、経済合理性のあることを説明できるように計画しなければならぬ。

### 役員や従業員への事業承継(MBO)

中小・同族法人においてある一つの事業をやめてしまいたいとか、会社全部の事業をやめてしまいたいということもある。そのとき解散・清算の道しかないかというところでもない。その有力な手法がM&AやMBOである。

多くの経営者は事業承継対策としてM&Aが有効であると考えている。その動機は一般に、後継者が不在であること、業績が不振で

あること、経営体質の強化というものである。

ここ数年はM&Aの中でも、特に、経営陣による企業買収(MBO)が普及しつつある。これは企業経営に現に関与している者が、事業の継続を前提として、その事業を株式譲渡や営業譲渡、会社分割を利用して取得するものである。MBOは「現代版のれん分け」といわれることが多い。社会一般では「身売り」ではなく「のれん分け」とみなされることから、対外的な評価も悪くない。

MBOは業務をよく知るものが事業を引き継ぐため、事業継続性が確保されやすく、従業員の雇用の確保も容易であるという利点がある。今後さらなる普及が見込まれるMBOであるが、これは会社分割を利用して実行することも可能である。

具体的には、独立する事業部長が新たに株式会社を設立し、その新会社が分離する事業部門を吸収分割する。

分割承継法人である新会社は、分割法人から事業部門を受け入れ

て、新株式を発行し、分割法人または分割法人の株主にその株式を交付する。

分割法人に新株を交付すれば、分社型吸収分割になり、新会社は旧会社の子会社または関連会社になる。分割法人の株主に新株を交付すれば、分割型吸収分割になり、新会社は旧会社と兄弟会社になる。独立した新経営者は自分たちの会社なので、いままで以上に一生懸命に働き、計画通りに収益が伸びれば、その後、新会社またはその新社長兼オーナーが旧会社や旧オーナーから残りの株式を高値で購入することも予想される。

### 兄弟親族で会社を分割する(非按分型の分割型)の新設分割)

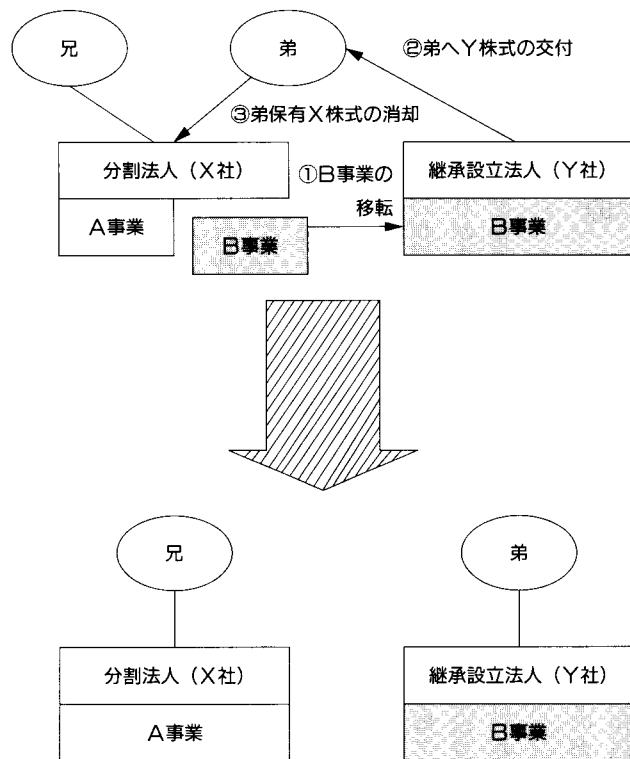
非按分型の会社分割は、兄弟親族間で「争い」が起り、株主グループごとに法人を分割したい場合に用いられる分割で、実務上ニーズの強いものである。非按分型の分割は税制非適格になってしまいうが、実務では実行される可能性が大きいと考えられている。

中小企業の同族会社では、一般に親子兄弟が一つの会社の株主になると同時に役員等になっている。初代の創業者が健在なときには、特段争いが生じることはないが、世代交代が進み創業者が亡くなり、会社が二代目に引き継がれる場合に争いが起こることがある。絶対的な権力を握っていた創業者と異なり、二代目の後継者には、力の似通った複数の親族が存在するケースが多いからだと考えられる。創業者が亡くなる場合だけでなく、兄弟で事業を始め、共同経営をしていながら紛争が生ずることも多い。

兄弟等親族間の争いは、骨肉の争いとなり、第三者間よりも激しい対立となることが多くみられる。その争いも、同じ会社の株式を所有している者同士の間で行なわれることから、会社の支配権をめぐる争い、すなわち株式をめぐる争いになる。

お互いが、正式な株主としての正当な権利を主張するため、会社の支配・運営に支障をきたす。しかも、この争いはゴールのない争

図表10



いである。最終的には会社の運営が行き詰まるまで続くか、どちらか一方が所有する株式を手放し、会社から離れることにより、ようやく争いが終わる。そこで、身を引くほうの株式を他方が買い取る必要が生じる。一般にその要求する買取価格は高額になることが多く、買い手は買取資金の捻出に苦労する。

このように中小・同族会社では、株主である親族間で争いが生じた

場合、最終的には対立する相手方の株式を買い取るしか紛争解決方法はなかった。いままでは、株式の買取りにより対立する相手方を排除するしか方法がなく、通常それには多額の資金が必要になっていた。

しかし、会社分割制度が創設され、このような親族間の紛争解決手段として利用できるようになった。

この非按分型分割では新設会社

の株式を特定の株主だけに交付する。そしてその代わりに新設会社の株式をもらった特定の株主は、分割会社の株券を消却される。この非按分型の分割を利用すると、会社とともに株主も分割できる。

ただし非按分型の分割は株主平等の原則に反するおそれがあるため、実行するにはすべての株主の同意が必要である。また、税制上も非適格分割とされ、多額の税金が生じてしまう。その点で実務上実行するには困難であると一般に考えられている。

しかし、「いくら税金が生じても親族間の紛争を解決したい」という希望は強い場合もある。実務では、ある程度の税金を覚悟して、非按分型の分割を実行するケースもあるものと予想される。

そのため、非按分型の分割を実行する前にはさまざまな試算を行ない、税負担を最小にする方法を検討しなければならない。

「含み益のある資産は移転しない」「定期借地権を活用し建物だけを移転する」等の対策が考えられるが、課税を最小限に抑える方

法で現実的なのは、「通常の按分型の分割を実施しておき、その後、兄弟でそれぞれの所有する株式を相互に売買する」ことである(図表10参照)。

### 21世紀の事業承継

そもそも、兄弟げんかの可能性がある場合はもちろん、「創業者の死後にはどのようなことが起こるかわからない」と考えて、できれば会社を生前に分割しておき、遺言等で兄弟それぞれの単独所有にしておけば紛争は未然に防げる。

創業者が生前に会社を分割しておく、と、企業グループ内の組織再編成の要件を通常満たすことが多いので、課税されることがなく会社を分割することができる。紛争が生じてから非按分型の分割を実行するのではなく、生前に分割をしておくことで「争続」を回避するほうが賢明である。

今後の事業承継対策では、会社分割を利用して会社を分割し、誰にどの会社を承継させるのかを判断する「事前対策」が重要になってくる。



ニューヨークと東

京の世界二大株式市場が、二〇〇一年の九月上旬から暴落モードに入った。米国

はITバブルの崩壊、日本は携帯（電話）不況が引き金になっている。

電気機器、電子部品、情報通信事業などの関連業界は、内外ともに長引く業績悪化、従業員の大量解雇、海外事業からの撤退に追い込まれている。

日本経済は景気も株価も極めて不調であり、その状態は通常の景気循環説で説明できる状況ではない。連日発表されている国際企業の人員整理計画は、国内外で数十万人規模の大量解雇になり、「大失業時代」の到来を意味している。それは単なる景気後退ではなく、経済全体のダウンサイジング（規模の縮小）である。もはや一〇年前に通り返したバブル経済の再現など半永久的に不可能で、日本経済を膨れ上がらせた高度成長、経済大国、債権大国も過去の残照にすぎない。

## 安田二郎の株式評論家



●第62回

## 株式指南

# 配当利回りが投資基準になる 平均株価一万円は居心地よい水準？

前世紀末、日本はバブル経済の崩壊後に、「失われた一〇年」といわれる逡巡に満ちた怠惰な期間を過ごした。だが、雪崩は終わってわけではなく、始まったばかりだ。

その雪崩こそ小泉純一郎総理のいう「聖域なき構造改革」である。だとすると、構造改革に伴う痛みは、これから本格的に国民を襲うことになる。それが大量失業で、株価の大暴落だ。

ここで私が指摘したいのは、失業や暴落はその通俗的なイメージのように本当に陰惨で悲劇的な凶事なのか？ ということだ。「聖域なき構造改革」のあとには、二度と経済大国にならうなどとの妄想に惑わない、適正な規模の穩

やかな国家が誕生する。国民はバブル経済が再現して、平均株価が再び四万円近くに反ることより、たとえそれが一万円前後でも快適で均整の取れた経済の再生を願うだろう。

ムダと贅沢と無分別が充満したバブル経済と訣別して、極東にあつて小さくても真珠のように輝く平和な国家でありたいと願わないだろうか。経済のダウンサイジングが進めば、変化の少ない安定した価格こそ信頼できる価値基準になる。

米国では九〇年代にスピード経済を主導するIT革命が起きた。そのときにも一九三〇年代の大恐慌前のように、好況は永遠に続く」と請け合う粗忽な学者がいた。

その好況も「オンリー・イエスタデー」だった事実は、忘れ去るには生々しすぎる記憶である。二〇〇〇年の春には早くもIT革命のバブルが崩壊しはじめた。しかも、そのクラッシュは周回遅れで日本経済を巻き込み、世界同時の株安現象を発生させている。

いま、多くの個人投資家は日本株がどこまで値下がりするのか、その底値の水準を知りたいだろう。その昔、株には値下がりするリスクがあるので、配当利回りは預貯金より高かった。だが経済成長に伴って株価の値上がりが続いて、配当は投資の基準からはずされた。それがいま、預貯金の利息低下もあり、再び利回り採算が投資基準にならうとしている。

平均株価の一万円前後を下げすぎではなく、居心地のよい適正な水準だと考えるのは極端にすぎないだろうか。

それにしても、政府は配当の二重課税を早急に廃止すべきであり、実現すれば平均株価は大幅に戻って景気は回復すると思う。

（毎月第一週号連載）